

## 尼崎市フレイル予防・認知症を学ぶ講師費用助成事業実施要綱

### (目的)

第1条 尼崎市で活動を展開する高齢者がつどいの場において、フレイル予防（口腔栄養機能・運動機能・社会参加）や認知症予防及び認知症の方との接し方などについて地域の方が話を聞きたいと思う講師（専門職や指導員）を招聘するためにかかる費用などを予算の範囲内で助成し、フレイル予防のさらなる普及、認知症への理解の促進を目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者 65歳以上の者をいう。
- (2) 団体 構成員に5人以上の高齢者を含んでいることをいう。
- (3) 講師
  - ア 今までに尼崎市や他自治体の公民館講座やカルチャーセンター等で講座実績があるもの。
  - イ 介護予防（フレイル予防）に関することもしくは認知症に関する内容の講座（講義・実践等）を1時間程度できるもの。
  - ウ 暴力団員及び暴力団密接関係者（尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第3号に規定する暴力団員及び同条4号に規定する暴力団密接関係者をいう。）を含まないもの。

### (対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができるものは、高齢者が5人以上参加しており、つどいの場を定期的に関催（月1回以上）し、開催実績が1回以上ある団体であり、尼崎市内で活動している団体において、次に掲げる要件を満たすことができる団体とする。

- (1) 介護予防（フレイル予防）について助成を受ける場合、尼崎市が取り組むフレイルチェック会の実施が可能な団体として候補団体となることができる。
- (2) 認知症に関する助成を受ける場合、団体内に認知症サポーター養成講座を受講したことがある人が1人以上いる、もしくは助成後団体全員または1人以上認知症サポーター養成講座を受講することができる。
- (3) 暴力団員及び暴力団密接関係者（尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第3号に規定する暴力団員及び同条4号に規定する暴力団密接関係者をいう。）を含まず、政治活動、宗教活動、営利活動を行っていないこと。

### (開催場所)

第4条 助成事業は、原則として市内の福祉会館や集会所等において開催するものとし、遊興場その他市長が開催場所として不適当と認める施設においては実施できないものとする。

### (助成対象経費)

第5条 助成金の交付対象となる経費は、フレイル予防・認知症を学ぶ講師費用助成に要する経費とし、次に掲げるものとする。なお、政治活動、宗教活動、営利活動は交付対象とはならない。また、申請団体がすでに実施中の講座の講師費用を当事業で置き換えて費用を充当することはできないものとする。

- (1) 講師謝礼（必須）
- (2) 講座などに使用した資料代
- (3) 講座などに使用した材料代
- (4) 講座などに使用した会場使用料及び賃借料
- (5) その他市長が運営に必要と認める経費

(助成事業の実施期間)

第6条 助成事業は年度内(4月1日から3月31日)に1団体1回限りの申請とする。

(助成金の上限額)

第7条 交付する助成金の額は上限9,000円とする。

(交付申請)

第8条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」)は、尼崎市フレイル予防・認知症を学ぶ講師費用助成金交付申請書(様式第1号)を実施日の原則14日前(実施日は含まない)までに市長に提出するものとする。

(交付決定)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、尼崎市フレイル予防・認知症を学ぶ講師費用助成金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)を申請者に通知するものとする。

(実施報告)

第10条 前条に定める通知(交付)を受けた者は、尼崎市フレイル予防・認知症を学ぶ講師費用助成事業実施報告書(様式第3号)を実施日から原則14日以内(実施日は含まない)に、市長に提出するものとする。

(助成金額の確定)

第11条 市長は、前条の報告があったときは、その内容を審査の上、助成金を決定し、尼崎市フレイル予防・認知症を学ぶ講師費用助成金交付(不交付)額決定通知書(様式第4号)を申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第12条 前条の通知を受けた者は、尼崎市フレイル予防・認知症を学ぶ講師費用助成金交付請求書(兼受領委任状)(様式第5号)を、市長へ提出するものとする。

(助成金の交付決定の取り消し等)

第13条 市長は、偽りその他不正の手段によって交付決定を受けた者があると認めるときは、当該交付決定を取り消すことができる。この場合において、すでに支払済の助成金があるときは、市長は、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

(受付方法)

第14条 持参もしくは郵送のみの受付とする。持参の場合は平日午前9時から午後5時までとする。ただし、12月29日から1月3日については、持参での受付はできないものとする。

(実施の細則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この事業についての必要な事項は、主管課長が定める。

付 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。